

令和8年度より

キャッシュレス決済にて手数料納付が可能になります！



》》 令和8年4月1日～利用可能な納付方法の紹介 》》



☒ 証紙

令和9年3月31日まで使用できます

(購入は令和8年9月30日までとなります)



☒ キャッシュレス端末

令和8年4月1日～ 運用開始

- ・ 本庁・各振興局・支庁等に1台以上設置
- ・ 係員から配布されるQRコードを提示し、お支払いください
- ・ 決済方法：クレジットカード、QRコード、電子マネー
- ・ 納付確認方法：取引明細書・お客様控え発行
取引明細書を窓口へご提出ください



》》 令和8年秋以降利用可能予定の納付方法の紹介 》》



☒ e 申請システム

- ・ 来庁不要
- ・ 決済方法：ペイジー、クレジットカード、Pay Pay
- ・ 操作方法につきましては、詳細が決まり次第ご案内します



☒ 現金でのお支払い

- ・ 一部生協売店、交通安全協会、食品安全協会にて現金での支払いが可能となります。
- ・ 納付確認方法：取引明細書・お客様控え発行
取引明細書を窓口へご提出ください



【お願い】

- 手数料確定のため、提出前の「事前協議」にご協力ください。
- 1申請に1セットの建築関係手数料納付としてください。
 - 例) ○ 同一物件で建築確認手数料と省エネ適判手数料を同時に納付
 - × 栄養士免許手数料と建築確認手数料を同時に納付
 - × 1年間で10件申請予定があり、10件分まとめて納付
- 1つの申請は同一の納付方法で納付してください。
 - 例) × 1,000 円の手数料を証紙 500 円 + キャッシュレス端末 500 円 で納付

対象となる手数料

建築課 計画指導係 所管

- 建築関係手数料（確認申請・計画通知・台帳記載証明・建築許可 など）
- 省エネ関係手数料 ● 低炭素関係手数料

建築課 監察指導係 所管

- 開発許可等の申請手数料（開発許可・変更許可・登録簿の写しの交付 など）

住宅政策室 住宅企画係 所管

- 長期優良住宅認定手数料 ● サ高住登録等手数料
- 優良宅地・優良住宅認定手数料 ● マンション管理計画認定手数料

※ 鹿児島県所管の建築物・工作物・昇降機に限ります ※

問合せ先

◆ このチラシに関すること ◆	鹿児島県 土木部 建築課 計画指導係	099-286-3710
◆ 手数料に関すること ◆	計画指導係	099-286-3710
	監察指導係	099-286-3739
	住宅政策室 住宅企画係	099-286-3740